

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-106
許認可等の種類	決算報告書の承認				
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第49条				
許認可等の概要	清算人は、清算事務が終わった場合には、遅滞なく、決算報告書を作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法施行規則第18条</p> <p>・土地区画整理法施行規則第18条 決算報告書は、次の各号に掲げる事項を記載して作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 組合の解散の時にける財産及び債務の明細 二 債権の取立及び債務の弁済の経緯 三 残余財産の処分の明細 				
基準の制定根拠	-				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日				
期間の制定根拠	先例の平均				